

4○総務省告示第 号

別添 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の十六の二第五号ただし書の規定に基づき、同号本文の規定を適用しない送信空中線を次のように定める。

平成二十五年 月 日

総務大臣 新藤 義孝

設備規則第四十九条の十六の二第五号本文の規定を適用しない送信空中線は、次のとおりとする。

イヤー・モニター用ラジオマイク（舞台で使用するモニタースピーカーに出力される音声その他の音響の伝送を行うラジオマイクをいう。）の無線設備であつて、一、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以

（案）下の周波数の電波を使用するものの送信空中線（絶対利得が七デシベル以下のものに限る。）